

消費者庁の平成22年度予算及び機構・定員要求について

平成21年9月
消費者庁

消費者庁の平成22年度予算及び機構・定員要求に当たっては、消費者庁関連三法案の国会審議における議論等を踏まえ、次の重点課題に積極的に取り組むこととし、これに要する予算103億円（前年度比15%増）及び17名の増員等（新規・振替）を要求することとした。

具体的には、まず、「消費者を主役とする政府の舵取役」であることが期待される消費者庁については、次の3つの重要課題に取り組む。

- I 消費者事故情報等の集約・調査分析・発信機能の強化
- II 消費者の自立のための基盤整備（消費者教育、被害者救済等）
- III 消費者利益を守るための厳正な法執行等の推進

このような措置によって、国民目線の消費者行政を実現し、消費者の権利の尊重に万全を期す。

なお、国会における議論等を踏まえ、平成20年度及び平成21年度補正予算で措置された地方消費者行政活性化基金等の地方支援（総額350億円）を弾力的に執行することなどによって、今後3年程度の「集中育成・強化期間」において、地方の消費者行政の強化を図る。

I. 消費者事故情報等の集約・調査分析・発信機能の強化

- 消費者庁の消費者事故情報等に関する調査分析機能を強化するため、外部の専門調査機関の活用を図るとともに、専門性を有する人材の消費者庁への登用を抜本的に拡大する。これによって、消費者事故の迅速かつ適確な原因究明を踏まえた措置の実施など消費者庁の「司令塔機能」を強化する。
- 各省庁や地方自治体、国民生活センター等から消費者庁に報告される情報に加え、事故発生時の状況などの詳細情報の収集を行うため、医療機関とのネットワークづくりを推進する。
- 消費者事故等について消費者庁が一元的に集約した情報及びその分析の結果について、消費者の利益の擁護及び増進のために、注意喚起情報の迅速な発出、国会への報告等、情報発信体制を強化する。

II. 消費者の自立のための基盤整備

- 消費者が自らの利益の擁護及び増進のため、多様な視点から物事をとらえる能力を身につけ、自主的かつ合理的な行動をすることができるよう、消費者教育の推進に関する体制を強化する。その一環として、消費者団体などの多様な主体が連携の下、各主体のノウハウを活用して、地域の実情に即した消費者教育を行うモデル事業を全国で展開する。
- 多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度を検討する一環として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め諸外国の関連制度の詳細について調査する。また、被害防止及び被害者救済のための方策の検討に資するため、消費者被害の発生・拡大メカニズムの詳細について幅広く調査する。
- 消費者全体の利益を擁護するための活動を行う適格消費者団体等が自主的に活動資金を確保する方策について、諸外国の実例等を参考に調査・開発を行う。

Ⅲ. 消費者利益を守るための厳正な法執行等の推進

- 消費者安全法、景品表示法、JAS法、食品衛生法、特定商取引法、消費生活用製品安全法、個人情報保護法など、消費者庁が所管する法律について、消費者の利益を守るために必要な企画立案及び厳正な法執行を着実に行う。
- 適正な食品表示を確保するため、遺伝子組換え食品やアレルギー物質の検知法の開発を行う。
- 食品や製品による国境を越えた消費者被害が増加している状況にかんがみ、アジア各国などと消費者政策における国際連携を強化する。

(別 表)

平成22年度 消費者庁 概算要求額

(単位：百万円)

項 目 名	平成22年度 概算要求額	平成21年度 当初予算額	対前年度 増減額
消 費 者 庁	10,255	8,921	1,334
〔主な内訳〕			
○消費者事故情報等の集約・調査分析・発信機能の強化	1,030	401	629
○消費者の自立のための基盤整備（消費者教育、被害者救済等）	232	85	147
－消費者教育の推進	190	85	105
－被害者救済法制の検討のための外国法制、消費者被害の発生メカニズム等についての調査	32	0	32
－適格消費者団体等に対する支援の在り方に関する調査	10	0	10
○消費者利益を守るための厳正な法執行等の推進	1,482	1,427	55
－地方消費者政策推進	26	22	4
－消費者取引対策経費	410	433	▲23
－表示対策経費	123	81	42
－食品表示対策経費	262	234	28
－諸外国の消費者政策機関との国際連携の強化	113	77	36
－その他	548	580	▲32
○国民生活センター交付金	3,214	3,202	12